

蓮沼下地区説明会 当日の質問及び回答

No.	カテゴリ	Q	A
1	町名・町界	今回の区画整理地区以外の大字蓮沼(中地区、上地区等)について、蓮沼4丁目、5丁目等としたいといった声はあがっていないのか？	質問にあったようなご意見は、市にはいただいておりません。 検討会で、住所の変更は資料にある範囲で行うこととしたもので、区画整理地区以外の大字蓮沼は、区画整理を行う予定がなく、蓮沼4丁目、5丁目といった住所の変更の予定もありません。【市】
2	区画整理	資料では換地処分までの予定が明確に示されていないが、住所変更通知等の具体的な予定を教えてください。	例えば、令和6年3月に換地処分となる場合には、令和5年12月頃に住所変更のお知らせを送信し、令和6年2月頃に住所変更通知や手引きを送信するスケジュールとなります。 【市】 換地処分の時期について具体的にはまだ未定です。現在、家屋移転や工事に関する事業はほぼ完了し、市と区画整理地内の道路の引継について協議中ですが、個人の道路上の越境物(私有物)が解消されないと換地処分に進めない状況です。【区画整理協会】
3	区画整理	換地処分が具体的にいつ行われるかはどのタイミングで分かるのか？	区画整理に関するスケジュールは、総代会や年2回発行する区画整理ニュース等でお示ししていきます。【区画整理協会】 市としては、換地処分のタイミングについて、区画整理協会と連絡を取っていき、資料にあるスケジュールのとおり、住所変更通知等でお知らせをしていきます。 住所変更通知では、●年●月●日と、住所変更の具体的な日付けをお示しできます。【市】
4	手続き等	手続きが必要なものには、費用のかかるものもあるのか？	不動産登記の住所変更にかかる費用について、権利部の住所変更にかかる登録免許税は、区役所で発行する証明書を法務局へ持参した場合は無料となります。【市】
5	手続き等	住所変更証明書は、何枚請求しても費用はかからないのか？	かかりません。【市】